

議案第 2 号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成30年11月22日

鳥取県教育委員会
教育長 山本 仁志

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

けんぼんちやくしよく あいぜんみょうおうぞう

保護文化財 「絹本着色 愛染明王像」(鳥取市)

鳥取市用瀬にある大安興寺の所蔵であり、鳥取市指定有形文化財となっている。現在、県立博物館に寄託されている。

本作品は作風や絹の目の状況などから13世紀後半に作成されたものとみられる。

顔は三つ目で激しく怒り、身体は赤く、腕が六本ある姿で描かれる。右手には下からこんごうしよ金剛杵、矢、蓮華を持ち、左手は下からこんごう金剛れい鈴、弓を持ち、一番上は拳となる。光背の炎は細かく描かれ、台座の蓮弁や光背部分にはきりがね截金が施される等、手の込んだものである。

本作品は、この時期の仏画が少ない当県にとって、貴重といえる。

裏打ち等、何度か補修が行われているものの比較的よく残っている。



2 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

けんぼんちゃくしょくさんぼうこうじんぞう

保護文化財 「絹本着色 三宝荒神像」 (鳥取市)

鳥取市用瀬にある大安興寺の所蔵であり、鳥取市指定有形文化財となっている。現在、県立博物館に寄託されている。

本作品は、三宝荒神の表現が古い様相を示すが、岩坐や下方に描かれる馬の表現などから鎌倉時代後期と想定される。

三宝荒神は岩坐に座り、それぞれ違う色で着色された5面と頭頂部3面の合計8面の顔、8本の腕を持つ姿として描かれている。顔は三つ目で激しく怒り、身体は赤く表現される。その着衣、光背には截金を使用し、鉾の刃には銀泥ぎんでいを使用する。三宝荒神の下方には鬼神が描かれており、その中には馬の手綱を引くものや、人を持つものなども描かれる。

当県には、鎌倉時代まで遡る三宝荒神像はこれ以外に例がなく、貴重である。

なお、本作品は、裏打ち等、何度か補修が行われているものの比較的よく残っている。



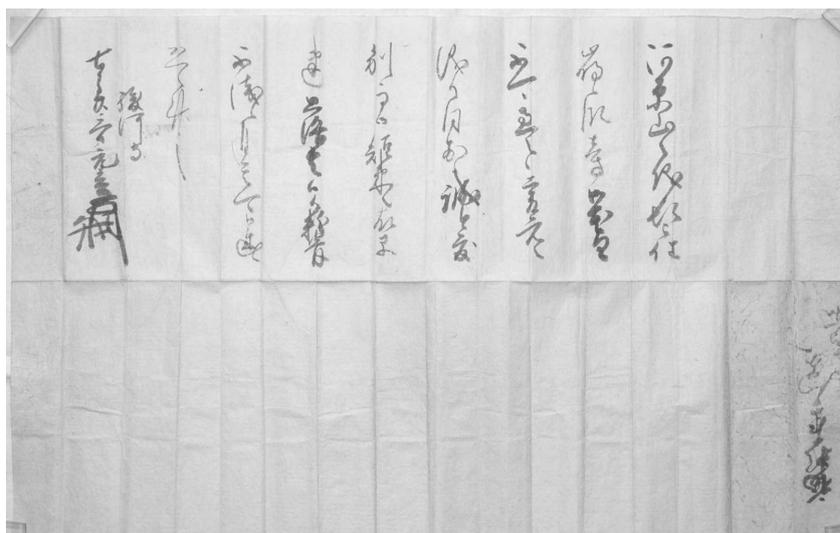
3 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

みやもとけもんじょ

保護文化財 「宮本家文書」 (鳥取市)

米子市の商家であった宮本家に伝来した文書群である。戦前に宮本家が県外へ転居した際に鳥取県から離れたが、平成29年7月に鳥取県立博物館に寄贈された。

文書群は、近世商人として活動した宮本氏に関する文書群と、宮本氏と姻戚関係にあり、戦国時代に西伯耆を中心に活動した村上氏(福頼氏)に関する文書群からなる。このうち後者は、正文15点、写し1点があり、この中には大内義隆、毛利輝元、吉川元春、小早川隆景など戦国時代の中国地方を語るうえで欠かせない人物からの発給文書が含まれており、中世の鳥取県を知る上での貴重な資料である。



吉川元春書状

伯耆国で行われた戦国時代最古の合戦と言われる「河原山の合戦」で功績のあった福頼左衛門尉へ宛てた書状。

河原山の合戦

出雲国・隠岐国・伯耆国西部を治めていた吉川元春の息子の元長が伊予の国へ出陣した際、その留守を狙って行松氏が反乱を起し河原山(米子市淀江)に立て籠るが、淀江の武士、福頼左衛門尉が河原山上から反乱勢力を追い落とした。

4 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

保護文化財 「庄司家住宅」(境港市)

庄司家は境港市渡町の旧家で、江戸時代後期以降には大庄屋を務めた豪農である。

広大な敷地内には、天保4年(1833)建築と伝わる主屋や元治元年(1864)建築と伝わる茶座敷を中心に、江戸時代末期から近代にかけて建てられたと思われる離れや土蔵、馬屋などが残されている。また、主屋と茶座敷の間には特徴的な枯山水庭園が築かれている。これらのうち、主屋の一部と茶座敷は「庄司家母屋・茶座敷」として昭和62年に境港市指定有形文化財に、庭園は「庄司家庭園」として平成17年に県指定名勝に指定されている。

庄司家は、江戸時代後期から近代にかけての屋敷構えが庭園とともに良好に保存されており、歴史的価値を有すると考えられる。



主屋正面



庭園と茶座敷

鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日
鳥取県条例第 50 号

第 2 章 県指定保護文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）